HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	出土『日書』の占法における門の数術的意義
Author(s)	何, 松延
Citation	研究論集, 24, 19（右）-40（右）
Issue Date	2025-01-24
DOI	https://doi.org/10.14943/rjgshhs.24.r19
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94046
Type	departmental bulletin paper
File Information	20_rjgshhs_24_p019-040_r.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

10.14943/rjgshhs.24.r 19

出土『日書』の占法における門の数術的意義

何　松延

要　旨

数術文献である出土『日書』には実在の居室の門や、孤虚術において気が出入する門、刑徳六舎において陰陽消長の変化を表す門という三種の門がある。居室の門を定期的に変更することによって災いを避ける占法は、秦漢時代の風習と風水的認識を反映している。孤虚は天円地方の思想を根底とする占術であり、その天門地戸の意義と吉凶は気に対する認識によって変遷することが見られる。また、随州孔家坡『日書』刑徳六舎と『淮南子』天文訓の刑徳七舎との性質・運行を通じて、先秦数術家の陰陽消息に対する認識を窺える。

初めに

近年、中国各地より出土した先秦時代の数術文献は非常に豊富であり、それに関する研究成果も已に盛んに発表されている。数術文献である『日書』の主な特徴は二つある。第一に、『日書』は当時の数術家が占卜術の解らない人のために設けたマニュアルとして、その中の日常生活、経済活動、公務内容、疾病ないし死生寿命などの内容は秦漢時代の社会・歴史研究に重要な資料をもたらした[二]。第二に、占卜の門外漢に向けたハンドブックとして、各地出土の『日書』は平易な用語で詳細に書写され、それによって当時の数術学の地域性や発展状況を窺える[三]。

故に、日常生活を中心とした占卜書であるものの、その中より先秦の社会や学術などに関する情報は陸続と発見されている。本稿では門をモチーフとして、『日書』における実在の民居の門と気の流転を表現する抽象的門を通じて、それより見えた数術学の原理、それに関わる数術学の世界観を探りたい。

第一節　「直室門」篇の占法と秦漢時代の移居風習

睡虎地秦簡「直室門」篇の図（図一）は、甲種の正面の一一四号簡～一二六号簡の上段にあり、図が示した二十二門の占辞は一一四号簡～一二六号簡の中下段にある[四]。題目の「直室」二字と「門」一字は分けて一一四と一一五の冒頭にそれぞれ書かれている。睡簡「直室門」篇のような二十二門の吉凶を占断する出土文献としては、天水放馬灘秦簡[五]、随州孔家坡漢簡[六]と北京大学蔵秦簡にも見える[七]。

図一

公開された放簡・孔家坡の二十二門の名前に関しては、放簡・睡簡の「失行門」は、孔家坡簡に「失伍門」とされて、放簡の「財門」は、睡簡・孔家坡簡では「貨門」にされる。二十二門の中、西北の「不周門」以外、門の名称は伝世文献に見えない[八]。図一の北門・南門・東門の位置が示したように、睡簡の図の方向は古代中国の通例とは反対である。それに対して、放簡には図はなく、孔家坡に付している図は通例のように上南・下北になる。（図二）

睡簡「直室門」にいう「門」は実在するかどうかに関わらず、奇門遁甲の八門と『黄帝宅経』の二十四門が連想されるため、先行研究ではすでに言及がある[九]。しかし、この二十二門の名称で両者に一致するものがない上に、「直室門」篇の占法は両者とは大きく異な

図二

るので、本稿では出土文献の相互的対照を中心として『日書』における門戸配置の数術理論を考察する。奇門遁甲と『宅経』の複雑な配当と比べて、出土「直室門」篇の占辞の特徴としては、各門の吉凶を占断する上で、何年後に「更」すること及びそれに違反する場合での災いを示すのみである。例えば、睡簡東北角の刑門の占辞に、

刑門、其主必富、十二歳更、弗而耐（耐）乃刑。（刑門、其の主必ず富み、十二歳にして更して、耐せざれば乃ち刑す。）

とある。先行研究では、その占法における「室門」と「更」とは何かについてまだ定論が出されていない。劉楽賢氏はそれが家屋の門を設置して何年か後に改造することを考えているが、その改造とはリフォームなのか、それとも門戸の方向を変更するかについて明言していない[一〇]。工藤元男氏は城邑の門に面する各家屋の主人の吉凶判断だと考えている[一一]。晏昌貴氏は、図一には豕、困などが門の内側にあることによって、「直室門」篇の室は単一の部屋だけではなく、家宅の集団を意味することもあると考えている[一二]。

睡簡「直室門」篇の占辞の吉凶判断を確認すれば、ほとんど家屋の主人は富裕になるかどうかについて関心を持っている。その二十二門の中、十四門は吉であり、断辞として「富」と「昌」を使用することが多い。例えば、

不周門、其主富、八歳更。（不周門、其の主富み、八歳にして更す。）

起門、八歳昌、十六歳弗更、乃去。（起門、八歳昌んにし、十六歳更せざれば、乃ち去る。）

とある。

南・北・東の三門には身分の制限があり、「賤人」の住居することが排斥される。その占辞は次のようにある。

南門、将軍門、賤人弗敢居。（南門、将軍門、賤人敢て居るなかれ。）

北門、利為邦門、賤人弗敢居。（北門、邦門を為すに利あり、賤人敢て居るなかれ。）

東門、是胃（謂）邦君門、賤人弗敢居、居之凶。（東門、是れ邦君門と謂ひ、賤人敢て居るなかれ、之に居りて凶。）

睡簡と比べて、放簡では同様に南・北・東の三門を将軍や邦君の門とするが、その占辞はより詳細である。その内容は次のようにある。

南門、是謂将軍門、可聚邦、使客、八歳更。（南門、是れ将軍門と謂ひ、邦を聚め、客を使ふ可し、八歳にして更す。）

東門、是謂邦君子門、賤人居之凶、不吉。（東門、是れ邦君の門と謂ひ、賤人之に居れば凶、吉ならず。）

北門、利為邦門、詘以為家人之門、其主弗居。（北門、邦門を為すに利あり、詘めて以て家人の門と為せば、其の主居らず。）

その南・北の二門について、孔家坡のそれに欠字が多いため判断しかねるが、「南門」の内容は放簡とは大差がない。また、放簡の「富」の門は十一あり、その内、睡簡の「則光門」「顧門」の吉の占辞に対して、放簡では、

則光門、其主凶□、好歌舞（舞）必柁（袘）衣常（裳）十六歳更、不殴、必為巫。（則光門、其の主凶□、歌舞を好み必ず衣裳を袘す。十六歳にして更し、不らざるや、必ず巫と為り。）

顧門、是謂生甚多、毋（無）与居、三歳而更弗更、日出一布。（顧門、是れ眚ひ甚だ多きを謂ひ、与に居るなかれ、三歳にして更す、更せざれば、日々一布を出づ。）

とある。

南・北・東の三門以外、その他の門は、ほとんど庶民の生計に向けて占断していると考えられる。特に、睡簡「云門」に

云門、其主必富三渫、八歳更、利毋（無）爵者。（云門、其の主必ず三渫を富み、八歳にして更し、爵無き者に利あり。）

とあるように、爵位のない人に利する。ただし、その「三渫」について、整理小組は金文において枼と世二字の通用していることからそれを「三世」と解釈して、放簡の整理者も放簡の原文の「三枼」を「三世」としたが、各「直室門」篇は全体的に年数制限以内でしか吉の判断を出さないので、恐らく「三渫」は長期間の三世代ではなく、「渫」は「牒」の仮借字で錦類の織物を指し、主人が豊かになって一定の量の錦を有することであろう。用例として、『後漢書』王充王符仲長統列伝に「且て其の徒御僕妾、皆文組綵牒、錦繡綺紈を服す」とある。

「直室門」三篇の文献的性格を総じて言えば、三篇は南・北・東の三門を身分の尊い人でしか居住できない門として、「家人」「賤人」の僭越を禁止させながら、『日書』の一般的印象と同じように、庶民や下層官吏へ向けてその生計や主人の安否を中心とした風水的占卜篇章である。図一と占辞（獲門）が示したように、「直室門」篇では居室の門と「困」、「羊」などの一般的民居の建築物や施設の相対位置をも考慮している。しかし、それと共に図一では各施設が門の内側にあることによって、その「門」が垣の門か、それとも城邑の門か、判断が難しい。まず睡簡の図（図一）とその占辞とを参照すれば、図に「困」「羊」「豕」「大厠」との四つの施設があり、占辞における民居の施設に全て一致するわけではない。例えば、前記「獲門」に「左井右困」と「困北郷廥」とあるものの、図には「井」と「廥」の標記がない。「倉門」に

倉門、富、井居西南、困居北郷（嚮）廥、廥毋絶縣（懸）肉。（倉門、富み、井西南に居り、困北に居りて廥に嚮ひ、廥、肉を絶懸するなかれ。）[三]

とあるが、その「井」と「廥」とも標記されていない。図一には「豕」と「羊」があるものの、占辞では「羊」の記載がなく、「豕」は東南角の「高門」にある。「高門」に

高門、宜豕、五歳弗更、其主且為巫。（高門、豕に宜し、五歳にして更せざれば、其の主且に巫と為らんとす。）

とある。「大厠」に関しては、先行研究では大殿と解釈したが、「直室門」篇では君主の宮殿の風水を中心としないことから見れば、「厠」の釈字について検討の余地があろう。また、図一と図二の孔簡「直室門」篇とを参照すれば、必ずしも図一の施設が原文に付くわけではない。図二では空間を六区分して、それぞれ「可」「凶少、吉」などの吉凶判断を書き込んでいる。その内の「巫」は占辞の「為巫」というように、主人が巫になる可能性を示すと考えられる。右の二つの区切りの吉凶については、孔簡の二七九号簡の上半分が残欠の

ために分からないが、竹簡一本の幅によればそれも「可」か「巫」などの一文字であろう。いずれにせよ、睡簡「直室門」篇の図における施設は、本来原文の占辞とは一致しないことや、孔簡の図に民居施設の標記がないこととを踏まえて、睡簡の図は流通中に墓主人「喜」か他人の手によって加筆された可能性がある。さらに竹簡の書写空間を考えれば、それらの施設は実際に居室の「室」の外にあることにも関わらず、ある場合での「室門」と施設との相対位置を標記する目的で、便宜上に「室」を示す四角い空間の中に清書されたと考えられる。

考古学的発見を考えれば、占辞にいう「十一歳更」「八歳更」などの更することに関しては、先秦の版築を主とした民居において定期的に古い門を廃棄して、壁を掘り通して新しい門を作ることであろう[一四]。一九五四に洛陽の西郊において河南県城の遺跡の発掘に伴って一箇所の前漢時代の民居が発見された。その遺跡は縦・横各一〇・三メートルの四角い版築居室で、室内に秦から武帝期まで流通した半両銭や、「河南」「河亭」文字模様の陶器残片、「雒陽丞印」の封泥などの発見によって、前漢初期の遺跡と判断されている。その写真と図一の室門と比較すれば、居室の西壁の北角（図一不周門に相当、吉）と南壁の西角（則光門に相当、吉）とそれぞれ門の遺跡があり、東壁の中間位置（東門に相当、邦君門）に土レンガで封鎖した痕跡あり、外側に路地もあるので、本来使用されていた門が後に廃棄されたことが考えられている[一五]。従って、秦漢時代では居室に一つ以上の門を開けることがある上で、迷信的考慮に基づいて定期的に門を変更する風習もあろう。

数術学そのあらゆるものに対して空間・時間を統合的・多層的に占卜する考え方の下で、土工する時期や、人・物（室門）と物・物（門と井など）の位置関係も吉凶判断の範疇にある。『日書』における門についていえば、「直室門」篇が居室門の方向の空間性と気運移転の年数の時間性を示す他に、①各向きの居室の起工に関する時間的宜忌や②既存の居室に対する門の起工・廃棄にも時間的宜忌がある。①について、睡簡甲種九六号簡正面二段に

春三月毋起東郷室、夏三月毋起南郷室、秋三月毋起西郷室、冬三月毋起北郷室。有以者大凶、必有死者。（春三ヶ月、東郷室を起こす毋かれ、夏三ヶ月南郷室を起こす毋かれ、秋三ヶ月西郷室を起こす、冬三ヶ月北郷室を起こす毋かれ。以有る者は大凶、必ず死者有り。）

とある。②について、睡簡甲種一四三背面に

入月七日及冬未、春戌、夏丑、秋辰是胃四敖、不可初穿門、為戸牖、伐木、壊垣、起垣、徹屋及殺、大凶。利為嗇夫。（月に入り七日及び冬の未、春の戌、夏の丑、秋の辰、是れ四敖と謂ひ、初めて門を穿ひ、戸牖を為し、木を伐ち、垣を壊し、垣を起こし、屋を徹し、及び殺すこと可からず、大凶。嗇夫と為すに利あり。）[一六]

とある。その「初穿門」は壁に新しい門を掘り通すことだと考えられる。

また、馬王堆出土帛書『陰陽五行甲篇』の帛編号一上～九上にお

いて、「室」篇があり[一七]、その内には睡簡「直室門」篇と同様に門の変更の宜忌がある他、災いを避けるための移居風習も記載されている。その一部分は次のようにある。

①室有死者、多憂、去徙乃已。（室に死者有り、憂ひ多ければ、去りて徙れば乃ち已む。）

②門才（在）南方、徙之北方□死亡後子毛（耗）。（門、南方に在り、之きて北方徙れば□死亡後に子耗る。）

③居室三歲之後、高為室於東□□。（室に居りて三歳の後、東に高く室を為せば□□。）

④後徙故室、大兇。（後に故室に徙れば、大兇。）

⑤居室三歲之後而□其門、不有大喪、必有大言。（室に居りて三歳の後にして其の門を□、大喪有らざれば、必ず大言有り。）

その内、②⑤二句は門の方向を変更する宜忌である。⑤は「直室門」篇と同じ考え方、②は新しい門の方向選択に関する宜忌で、本来南向きの居室に北方向の門を作ることを禁止することによって門を選択する順序性を規定し、「直室門」篇の補足だと考えられる。③は一定の年数を経た居室その周辺の新築に関する宜忌、①・④は移居に関する占断。

こうして、『日書』では多層的吉凶判断を設けて人間の全ての活動は数理に従って行うべきことを提唱している。その数理あるいは天数は善悪なしで常に運行して吉凶を生じ、人間は「趨吉避凶」の原則によって活動する。

このような数術学的門の風習は後漢時代の『論衡』『潜夫論』にも見える[一八]。『論衡』辨崇では次のようにいう[一九]。

夫如是、令数問工伎之家、宅盛即留、衰則避之、及歲破、直符、輒挙家移、比至百年、能不死乎。占射事者必将復曰、「移徙觸時、往来不吉。」（夫れ是くの如くんば、数をして工伎の家に問は令め、宅盛んなれば即ち留まり、衰ふれば則ち之を避け、歲破・直符に及んでは、輒ち家を挙て移らば、比びに百年に至るまで、能く死せざんや。事を占射する者は必ず将に復た曰はんとす、「移徙時に觸るれば、往来吉ならず。」と。）

『論衡』の記載は馬王堆帛書「室」篇の移居説と同様に、凶年に当ったら土工できる日を選択して居室を変更する。『論衡』『潜夫論』に見える二つの後漢後期の数術家の考え方は先秦『日書』と馬王堆出土の数術文献の延長線上にある。

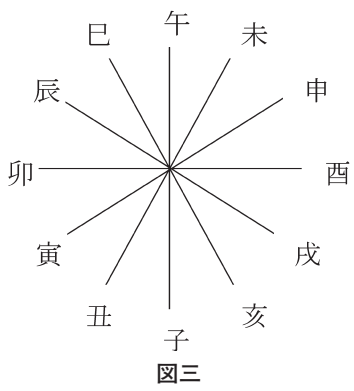
第二節　『日書』における孤虚術の「天門地戸」とその気の流転

伝世文献において、孤虚術は戦争の際に進軍方向の吉凶を占卜する択日術の一種として知られている。『史記』亀策列伝に「日辰不全故有孤虚」とあり、裴駰は次のように解釈している[二〇]。

甲乙謂之日、子丑謂之辰。六甲孤虚法、甲子旬中無戌亥、戌亥即為孤、辰巳即為虚。甲戌旬中無申酉、申酉為孤、寅卯為虚。甲申旬中無午未、午未為孤、子丑即為虚。甲午旬中無辰巳、辰巳為孤、戌亥即為虚。甲辰旬中無寅卯、寅卯為孤、申酉即為虚。

甲寅旬中無子丑、子丑為孤、午未即為虚。劉歆『七略』有『風后孤虚』二十巻。（甲乙之を日と謂ひ、子丑之を辰と謂ふ。六甲孤虚の法は、甲子旬の中戌亥無し、戌亥即ち孤と為り、辰巳即ち虚と為る。甲戌旬の中申酉無し、申酉孤と為り、寅卯虚と為る。甲申旬の中午未無し、午未孤と為り、子丑即ち虚と為る。甲午旬の中辰巳無し、辰巳孤と為り、戌亥即ち虚と為る。甲辰旬の中寅卯無し、寅卯孤と為り、申酉即ち虚と為る。甲寅旬の中子丑無し、子丑孤と為り、午未即ち虚と為る。劉歆『七略』に『風后孤虚』二十巻有り。）

十干十二支による紀日は六十日あり、十日を一旬とすれば全部で甲子旬・甲戌旬・甲申旬・甲午旬・甲辰旬・甲寅旬との六旬になる。旬ごとに十干は甲から癸まで順次に配当されるが、十二支は旬の初日より十日を数えていく（甲寅旬なら寅から亥まで）。十干十二支の数の食い違いによって、六旬にそれぞれ配当されていない二つの支がある。後世の占卜学では、それを空しく亡くす意味で「空亡」と称し、無縁・孤独・離別など凶意の暗示を賦与している[二]。また、図三で示したように、十二支には衝あるいは支衝という相対関係があり、四柱推命学において支衝は大抵乖離・薄志の暗示がある[三]。故に、裴駰がいう孤虚とは、旬に配当されない二つの支が虚で、その相対の二つの支が孤である。甲寅旬についていえば、当旬の十日は順次に甲寅、乙卯、丙辰、丁巳、戊午、己未、庚申、辛酉、壬戌、癸亥になる。子・丑が甲寅旬にないため、甲寅旬の虚となる。子に相対する午と丑に相対する未は甲寅旬の孤となる。



図三

先秦時代、孤虚術が武将の間で流行することに対する理性主義を提唱する思想家の反駁の言を通じて窺える。『尉繚子』武議では次のようにいう[三]。

今世将考孤虚、占咸池、合亀兆、視吉凶、観星辰風雲之変、欲以成勝立功、臣以為難。（今世の将、孤虚を考え、咸池を占ひ、亀兆を合し、吉凶を視、星辰風雲の変を観、以て勝を成して功を立てんと欲す。臣は以て難と為す。）

ここでは、武将の迷信的崇拝の列挙にさいし、孤虚術、咸池（星占の一種）、亀兆、星辰、風雲（風角術と望気術）などに言及している。また、『孟子』公孫丑下に「天時、地利に如かず、地利、人和に如かず（天時不如地利、地利不如人和）」とあり、天時に対して趙岐は「天時は時日、支干、五行、旺相、孤虚の属を謂ふなり（天時謂時日、支干、五行、旺相、孤虚之属也）」と解釈する。

また、裴駰がいうように、劉歆の『七略』を転載した『漢書』芸

文志では『風后孤虚』の書名を数術学の五行類に収録している。孤虚は兵書に分類されていないが、芸文志では兵家に兵權謀・兵形勢・陰陽・兵技巧の四種があり、兵陰陽については次のようにいう[二四]。

陰陽者、順時而発、推刑徳、随斗撃、因五勝、假鬼神而為助者也。（陰陽とは、時に順ひて発し、刑徳を推し、斗撃に随ひ、五勝に因り、鬼神を假りて助者と為すなり。）

その刑徳、斗撃（星占）、五勝（五行占）、鬼神（呪術・方術の類）の内、刑徳と斗撃の術は『日書』にもしばしば見られる。初めて孤虚術を兵書の一種として収録する正史は『隋書』経籍志である。経籍志では『六甲孤虚雑決』、『六甲孤虚兵法』、『孤虚法』、『兵法遁甲孤虚斗中域法』などの書名がある[二五]。従って、孤虚術の更なる流行は魏晋南北朝の時期であろう。『南史』巻九では陳霸先が青年頃に兵書並びに孤虚術を学習したことを記載している[二六]。

帝以梁天監二年癸未歳生……及長渉猟史籍、好読兵書、明緯候、孤虚、遁甲之術、多武芸、明達果断。（帝は梁天監二年、癸未の歳を以て生まれ……長ずるに及んで史籍を渉猟し、兵書を読むを好み、緯候、孤虚、遁甲の術に明らかにして、武芸多く、明達にして果断なり。）

また、『北齊書』巻二帝紀第二神武下では[二七]、東魏武定四年（五四六年）、高歓が再び西魏の玉壁城を攻略しようとする際、李業興の献策により孤虚術を攻城戦に使用することを記載するが、その概要は次のようである。

四年八月癸巳、神武将西伐、自鄴会兵於晉陽……九月、神武囲玉壁以挑西師、不敢応。西魏晉州刺史韋孝寛守玉壁、城中出鉄面、神武使元盜射之、毎中其目。用李業興孤虚術、萃其北。北、天険也。乃起土山、鑿十道、又於東面鑿二十一道以攻之。城中無水、汲於汾。神武使移汾、一夜而畢。孝寛奪拠土山。頓軍五旬、城不抜、死者七万人、聚為一塚……十一月庚子、輿疾班師。（四年八月癸巳、神武将に西を伐たんとす、鄴より兵を晉陽に会し……九月、神武、玉壁を囲んで以て西師を挑み、敢へて応ぜず。西魏は晉州刺史韋孝寛、玉壁を守る。城中は鉄面を出だし、神武、元盜をして之を射せしめ、毎に其の目に中つ。李業興の孤虚術を用い、其の北に萃まる。北、天険なり。乃ち土山を起し、十道を鑿つ。又た東面に二十一道を鑿ちて以て之を攻む。城中に水無く、汾に汲む。神武、汾を移せしめ、一夜にして畢る。孝寛、土山を奪ひて拠る。軍を頓して五旬、城抜けず、死者七万人、聚めて一塚と為す……十一月庚子、輿、疾く師を班す。）

旧暦五四六年八月癸巳日は当月下旬の甲寅旬である。高歓は八月に出兵を決定し、九月に玉壁に到着して城を包囲する。しばらく接戦してから、東魏軍は李業興の孤虚術を用いて北に土の山を建て、また北と東より地下道を掘って攻城する。そこで、孤虚術の方向選択が問題になる。宋代の『虎鈐経』巻十一では孤虚術について年の孤虚、旬の孤虚及び日の孤虚を記してあり、前述の裴駰の言によれば旬の孤虚術が比較的早く登場しているため、東魏軍がそれを使用する可能性が高いのであろう。『虎鈐経』において旬の孤虚術は次

のようにある[二八]。

用旬孤虚、甲子背戌亥撃辰巳、甲戌背申酉撃寅卯、甲申背午未撃子丑、甲午背辰巳撃戌亥、甲辰背寅卯撃申酉、甲寅背子丑撃午未。背者為孤、撃者為虚也。（旬孤虚を用いるは、甲子に戌亥を背ひて辰巳を撃ち、甲戌に申酉を背ひて寅卯を撃ち、甲申に午未を背ひて子丑を撃ち、甲午に辰巳を背ひて戌亥を撃ち、甲辰に寅卯を背ひて申酉を撃ち、甲寅に子丑を背ひて午未を撃つ。背く者は孤と為り、撃つ者は虚と為るなり。）

旬の孤虚術は要するに「背孤撃虚」、つまり自軍が旬の孤の方向より虚の方向へ進撃することである。甲子旬についていえば、当旬の孤は戌亥の西北で、虚は辰巳の東南である。故に甲子旬の場合、自軍が敵軍の西北より出動すれば敵の相対位置は虚の東南になり、それが戌亥を背後にして辰巳へ攻撃するということ。五四六年八月甲寅旬より、後の旬は順次に甲午旬（九月上～九月中）、甲辰旬（九月中～九月下）、甲寅旬（九月下～十月上）になる。甲辰旬には寅卯の東方に背いて申酉の西方へ撃つべき、甲寅旬には子丑の北方に背いて午未の南方へ攻撃すべきである。これによって玉璧の戦の経過を考えれば、東魏軍は九月中旬より下旬の約二十日にわたって玉璧の北と東へ攻撃し、西魏軍の名将である韋孝寛は堅守した。孤虚術が徒労に終わったため、東魏軍は作戦を変えて汾水を遮断したものの（十月上）、韋孝寛は城外へ反撃して土の山を占領した。激戦の果て、東魏軍は五旬（九月中～十月下）も逡巡して、七万人も戦死し、ようやく十一月庚子（当月一日）に撤退した。

従って、孤虚術による兵法は十二支と方向との時間的空間的配当に基づいて、虚の二支の方向と相対の孤の方向とを地上の軸として進軍の方向を決める。このような原理について、『呉越春秋』勾践陰謀外伝・勾践十一年では、勾践が呉国に対する戦略を計研に尋問し、計研は孤虚に言及している[二九]。

計研対曰、「必察天地之気、原於陰陽、明於孤虚、審於存亡、乃可量敵。」……「明孤虚者、知会際也。」……「夫孤虚者、謂天門地戸也。」（計研対へて曰はく、「必ず天地の気を察し、陰陽に原づき、孤虚を明らかにし、存亡に審らかにし、乃ち敵を量る可し。」……「孤虚に明らかなる者は、会際を知るなり。」……「夫れ孤虚とは、天門地戸を謂ふなり。」）

計研がいう孤虚は天地・陰陽・存亡と並列して、戦機に巡り会う（会際）ための天門地戸に関する数術である。孤虚術その天門地戸について、『五行大義』には二種の考え方が見られる。巻第二では次のようにいう[三〇]。

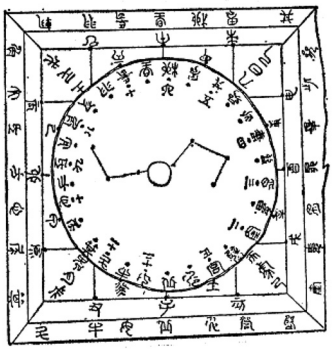
兵書云、「陽生甲子、不足戌亥、仍為天門。陰生甲午、不足辰巳、仍為地戸。陽界甲寅、不足子丑、仍為鬼門。陰界甲申、不足午未、仍為人門。陽盛甲辰、卯為之隔、陰興甲戌、酉為之隔。此並是六甲之空支也。」（兵書に云ふ、「陽は甲子に生じ、戌亥に足らず、仍りて天門と為す。陰は甲午に生じ、辰巳に足らず、仍りて地戸と為す。陽は甲寅に界して、子丑に足らず、仍りて鬼門と為す。陰は甲申に界して、午未に足らず、仍りて人門と為す。陽は甲辰に盛んなり、卯之が隔てと為なり、陰は甲戌に興

こり、酉之が隔てと為る。此並びに是れ六甲の空支なり。」）

『五行大義』所引兵書では六旬の孤虚によって六つの方向に天門地戸が配当されている。その内容を抽出して、十二支の方向を添えれば次のようになる。

甲子、戌亥、西北、天門
甲午、辰巳、東南、地戸
甲寅、子丑、北方・東北、鬼門
甲申、午未、南方・西南、人門
甲辰、東方、卯之隔
甲戌、西方、酉之隔

この西北・天門、東南・地戸、北方・鬼門、南方・人門に類似するものとして、阜陽雙古堆より出土した前漢前期の汝陰侯M1墓の副葬品の六壬式盤がある（図四）[二]。式盤は蓋天説の天円地方に擬えた回転させる天盤と固定した地盤からなり、天盤に十二月と二十八宿があり、地盤に十干、十二支、二十八宿が記されている。その地盤の四角（いわゆる地の四維）には巳に天豪（虚）己（西北維）、土斗戊（東南維）、人日己（西南維）、鬼月戊（東北維）とある。しかし、六壬式盤と『五行大義』にいう人門・鬼門とを比較すれば、六壬式盤では四正と四維の配当ははっきりと区分しているが、『五行大義』では鬼門は北方・東北、人門は南方・西南である。故に、『五行大義』に引いた兵書は後世の学者が式盤に基づいて固定した天門地戸を孤虚術に配当したものであろうと推測できる。



図四

また、『五行大義』同巻では『春秋元命苞』を引いて次のようにいう。

『春秋元命苞』云[三]、「地不足東南、右動終而入虚門。」此明甲子、孤在戌亥、虚在辰巳也。（『春秋元命苞』に云ふ、「地は東南に足らず、右に動き終はりて虚門に入る。」此れ甲子、孤は戌亥に在り、虚は辰巳に在るを明らかにするなり。）

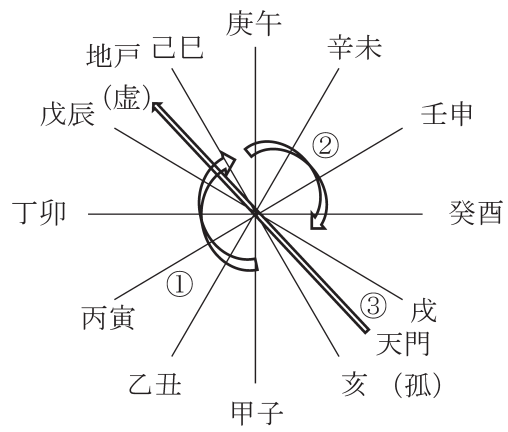
ここでは甲子旬の門戸をいっている。甲子旬の孤は西北の戌亥にあり、虚は東南の辰巳にあるため、時間的流転は子より時計回りして十日を経るが、「日辰不全」によって孤の西北に入らず、反対の東南の虚門に行く。その時間的流転に伴うのは気しか考えられない。『呂氏春秋』円道では陰陽家の天円地方の思想に基づいて天地万物の運行・消息が天の円道に包摂されることを論じている[三]。

天道円、地道方、聖王法之、所以立上下。何以説天道之円也。精気一上一下、円周復雑、無所稽留、故曰天道円……日夜一周、

円道也。月躔二十八宿、軫与角属、円道也。精行四時、一上一下各与遇、円道也。物動則萌、萌而生、生而長、長而大、大而成、成乃衰、衰乃殺、殺乃藏、円道也。雲気西行、云云然冬夏不輟。水泉東流、日夜不休。上不竭、下不満。小為大、重為輕、円道也。（天道は円にして、地道は方なり。聖王之に法り、上下を立つる所以なり。何を以て天道の円なるを説くや。精気一上一下し、円周復雑して、稽留する所無し、故に天道は円なりと曰ふ……日夜一周するは、円道なり。月、二十八宿に躔り、軫と角と属くは、円道なり。精、四時に行り、一上一下し各々与に遇ふは、円道なり。物動けば則ち萌し、萌して生じ、生じて長じ、長じて大にし、大にして成し、成して乃ち衰へ、衰へて乃ち殺し、殺して乃ち藏するは、円道なり。雲気は西に行き、云云然たり。冬夏輟まず。水泉東に流し、日夜休まず。上竭きず、下満たず。小、大と為り、重、輕と為るは、円道なり。）

天の円道を要約すれば、天地万物は現象上に循環の法則に従うことである。天地の運行は気の循環的消息によって実現するが、気は不可逆の時間に伴って流転するため、休むことや留まることがない（無所稽留）。天についていえば、日の昼夜・年の十二月・四時などの時間は日月星辰によって記し、日月星辰は天球で円周運動を持続している。四時の駆動力である陰陽の気も一年中に接触・分離の循環に従う。地についていえば、草木の萌芽・成長・凋落の循環は円道に符合する。河川の流れは単一の方向へ休まずに進行するが、水の循環として雨は尽きることなく（上不竭）、川は溢れることなく（下不満）、些細な水気が集まったら地上に降って大きな川になり（小為大）、川の水はまた蒸発して雲気になる（重為輕）。

上記のように、天人相関説を中心とする数術家の理論では[三四]、天円地方の構造論を用いながら天の円道を提唱する。それによって『春秋元命苞』の孤虚を見れば、旬ごとの気の循環において、孤門は閉じるために一部の気が剰余となる。その気は直ちに消えるわけではなく、一転して相対の虚の地戸に入って次の循環を準備することである。前述孤虚の「背孤撃虚」の根本的原理は旬の剰余の気が天門より地戸へ行く勢いに乗って進軍することであろう。その気の流転は図五のようになる（甲子旬を例として）。



図五

伝世文献における兵法の孤虚術と比べて、出土『日書』における孤虚は配当自体が一致しているものの、占卜として主に庶民生活に関わる吉凶判断に使用されている。孔家坡漢簡では孤虚の吉凶について次のようにいう。

凡取（娶）妻嫁女、毋従孤之虚、出不吉、従虚之孤、殺夫。（凡そ妻を娶り、女を嫁するは、孤より虚に之く毋し、出づるは吉ならず、虚より孤に之くは、夫を殺す。）（孔簡一一六参～一一九参）

「出」とは択日術で常に見られる出行の吉凶である。嫁入りと嫁取りに際し、孤より虚へ行くことは途中に不幸があり、虚より孤へ行くことは夫の命に関わる不祥事がある。周家台秦簡『日書』では孤虚について次のようにいう[三五]。

【以】孤虚循求盗所入者及臧（藏）処。（孤虚を以て循りて盗の入る所の者、及び藏する処を求む。）（周家台二六〇）

周家台秦簡の主題と同じく、『関沮秦漢墓簡牘』では孤虚術を盗難に関する占いとして、虚は盗賊が入る方向で、孤は紛失物が隠匿される方向である。劉楽賢氏はそれによって両者の孤虚術は一致していることを指摘した[三六]。

上記の占盗用の孤虚と嫁娶用の孤虚との共通点は、孤虚の吉凶に対する捉え方にある。両者はともに孤と虚の軸を凶として、盗難や意外などの悪運が旬の孤虚の軸に沿って「我」を妨害する可能性があるとする。そこには、『日書』の孤虚術と兵法のそれとの相違点をも窺える。兵法の孤虚術では孤虚の気に乗って攻撃することを強調し、当然、敵軍が機先を制して自軍の孤の方向より殺到してきたら「我」が凶になるが、兵法の孤虚術において人間には気の勢いを利用できる主体性がある。しかし、『日書』の孤虚術では単に孤虚の方向を避けることを示し、人間はその気を利用できない暗示を与えている。

また放簡乙種では孤虚によって死失を占卜する篇章がある。

甲子旬、辰巳虚、戌亥孤。失六。其虚在東南、孤在西北、若有死者、各六兇、不出一歳。甲戌旬……若有死者、各四兇、不出一月。甲申旬……若有死者、各三兇、不出百旬。甲辰旬……若有死者、各参兇、不出五月。甲寅旬……若有死者、各五兇、不出一歳。（甲子旬、辰巳は虚、戌亥は孤。失、六あり。其の虚は東南に在、孤は西北に在り、若し死者有れば、各々六兇あり、一歳出でず。甲戌旬……若し死者有れば、各々四兇あり、一月を出でず。甲申旬……若し死者有れば、各々一兇あり、一歳を出でず。甲午旬……若し死者有れば、各々三兇あり、百旬を出でず。甲辰旬……若し死者有れば、各々参兇あり、五月を出でず。甲寅旬……若し死者有れば、各々五兇あり、一歳を出でず。）（放簡乙種一一五貳～一二〇貳）

放簡の孤虚配当は他の文献に一致しているが、その「失」と「凶」が問題になる。出土秦簡・漢簡『日書』において死失を占卜する篇章は、懸泉漢簡『日書』建除術による死失占、睡簡両種と孔簡「死失図」による死失占、孔簡六十干支日による死失占、及び放簡乙種

の孤虚による死失占との四種がある。死失の意味について、『顔氏家訓』風操に「偏傍の書に、死んで帰殺有りと。子孫、逃竄し、肯へて家に在る莫し。（偏傍之書、死有帰殺。子孫逃竄、莫肯在家。）とあり[三七]、孔簡の整理者はその『集解』、及び戴冠『灌纓亭筆記』七にいう「避煞」の風習によってそれは死者が「煞」となって生者に災いをもたらすことであると指摘した[三八]。晏昌貴氏はその失は死者が祟になることとは本質的に同じで、現れ方が違うだけだと指摘した（「一体両面」）[三九]。つまり、失は魏晉以降に殺もしくは煞といい、祟と同じように死者が生者に災いをもたらすものである。祟については、池澤優氏によれば、睡簡『日書』乙種に見える三世代以内の父系親族・母系親族が主体として「眚」と為すことは降祟であるとする。睡簡の内容は次のようにある。

丑……腊肉従東方来外鬼為姓（眚）巫亦為姓（眚）（腊肉、東方より来り、外鬼、眚と為す、巫も亦た眚と為す）

卯……狗肉従東方来中鬼見社為姓（眚）（狗肉、東方より来り、中鬼・覗・社、眚と為す）[四〇]

劉楽賢氏はその降祟過程は三世代以内の父系・母系親族の霊が肉に附して生者に病気をもたらすとする[四一]。その内容を見れば、毎回の降祟の主体が明言されるが、親族はいつに死んだかは不明である。睡簡の降祟に対し、放簡乙種における孤虚術の死失占にいう失とは、親族が死んでまもなくに発生する災いである。故に、祟（眚）は死者が時期は特定せずに三世代以内の親族に祟りを降すことである。一方、失（もしくは煞・殺）の発生は死に伴う緊密性があるため、失は死に際して肉体より解放された殺気、あるいは殺気がもたらした災いであると考えられる[四二]。死後に気が身体から天地へ散逸することについて、『礼記』郊特牲に「魂気、天に帰し、形魄、地に帰す（魂気帰于天、形魄帰于地）」とあり[四三]、『荘子』知北遊に「人の生は、気の聚まりなり、聚まれば則ち生と為し、散せば則ち死と為す（人之生、気之聚也、聚則為生、散則為死。）」とある[四四][四五]。

先行研究では、戦国中後期の資料において非業の死を遂げた人が鬼となって生者を妨害するという穢れた死者が大量に出現する現象を明らかにしている[四六]。それとは異なって、孤虚による死失占では人が死亡するたびに失が発生することを示している。前述した『日書』の孤虚術で孤虚の軸を凶とする認識に基づいてその占法を考えれば（甲戌旬を例として）、甲戌旬は虚が寅卯・東方、孤が申酉・西方であるため、親族が当旬に死んだら失は東方より西方の軸に出現する。その失と凶（兇）の詳しい性質に関しては、孔簡の六十干支日による死失占に比較しながら説明する。

①己巳、西死、失不出、小子必二人。（己巳、西に死ねば失出でず、小子必ず二人）

②癸酉死、失出、必傷其家及禾稼。（癸酉に死ねば、失出づ、必ず其の家及び禾稼を傷つく。）

③丙戌黄昏死、失南一里、少利於家。（丙戌黄昏に死ねば、失南一里あり、少しく家に利す。）

④乙酉死、其失不出、出乃西南、日中東北間一室。（乙酉に死ねば、其の失出でず、出でれば乃ち西南なり、日中ならば東北、

一室を閒す。）

⑤乙卯夙食至日是【死、失東北】去室而伐。（乙卯、夙食より日是に至りて死ねば、失東北あり、室を去りて伐す。）

⑥庚戌雞鳴至黄昏死、祝傷家、失南。（庚戌、雞鳴より黄昏に至りて死ねば、祝して家を傷つく、失南あり。）

第一に、孤虚による死失占の内容と比べて、六十干支日による死失占では失の出現する場所は死の時間（②～⑥）・場所（①）によって限定され、あるいは失出（②、失が家を出る）、失不出（①、失が家を出ない）の範囲的占断で、あるいは特定した場所（⑤⑥）・方向（③④）にある。しかし孤虚術では孤虚の軸全体が凶である。第二に、失の凶悪性について、孔簡では失不出の場合は比較的に危険で（①）、失出の場合は比較的に深刻（②⑥）、軽少な災い（⑤）、ないし少しの利がある（③）との三種の結果である。いずれにせよ、失は一回のみである。しかし旬の孤虚の日に死んだら時間帯を問わずに、孤虚の軸にあるかぎり、失は少なくとも一回あり、多い場合は六回あって、他の死失占よりはるかに危険である。

こうして見れば、放簡『日書』の孤虚による死失占の考え方は、人間にとって天門地戸の気は利用もできず、対抗もできない超自然的能力であるが、死亡直後に肉体より解放された殺気はその気の勢いに乗ることができる。その過程は時間を誘因とする機械論的構造で、孤虚の日に死亡したら殺気が孤虚の軸に沿って失をもたらすものである。

第三節　刑徳七舎と刑徳六舎の考え方

本節では、門が一種の意象として言及された『淮南子』天文訓の刑徳七舎と孔家坡漢簡『日書』の刑徳六舎について両者の異同を論じる。伝世文献における刑徳は三種類として区別できる。①刑罰と徳政を説く政治学[四七]、②刑徳大遊説と刑徳小遊説を主とした刑徳の運行によって吉凶を占卜する数術、③本節の扱う対象、陰陽消息を表示するための刑徳七舎と刑徳六舎[四八]。当然、三種の刑徳には一定の関連性があり、完全に対立しているものとして考える必要はない[四九]。陰陽と刑徳の関係について、『管子』四時は次のようにある[五〇]。

是故春凋秋榮、冬雷夏有霜雪、此皆気之賊也、刑徳易節失次、則賊気遫至……日掌陽、月掌陰、星掌和、陽為徳、陰為刑、和為事……徳始於春、長於夏、刑始於秋、流於冬、刑徳不失、四時如一、刑徳離郷、時乃逆行。（是の故に春に凋み秋に榮き、冬に雷あり夏に霜雪有るは、此れ皆気の賊なり。刑徳、節を易へるに次を失へば則ち賊気遫かに至る……日は陽を掌り、月は陰を掌り、星は和を掌る。陽は徳と為し、陰は刑と為し、和は事と為す……徳は春に始まり、夏に長ず。刑は秋に始まり、冬に流る。刑徳失はざれば、四時、一の如し、刑徳郷を離るれば、時乃ち逆行す。）

この内容を概括すれば次のようになる。性質として徳は陽性的、刑は陰性的である。徳は春夏を、刑は秋冬を主導する。刑徳の運行

が正常であれば四時はいつものようになるが、刑徳が従来とおりに進行しなければ四時の運行も乱れる。例えば、草木が春に凋んだり、秋に芽生えしたりする現象は気の賊といい、その原因は刑徳が節目を変更する際に失調したことにある。その節目に類似する表現として、『淮南子』天文訓では刑徳七舎について次のようにいう[五一]。

陰陽刑徳有七舎。何謂七舎。室、堂、庭、門、巷、術、野。十一月徳居室三十日、先日至十五日、後日至十五日而徙。所居各三十日。徳在室則刑在野、徳在堂則刑在術、徳在庭則刑在巷、陰陽相徳、則刑徳合門。八月、二月、陰陽気均、日夜分平、故曰刑徳合門。徳南則生、刑南則殺。故曰二月会而万物生、八月会而草木死。（陰陽の刑徳は七舎有り。何をか七舎と謂ふ。室、堂、庭、門、巷、術、野なり。十一月、徳。室に居ること三十日、日至に先だつこと十五日、日至に後ること十五日にして徙る。居る所各々三十日。徳、室に在れば則ち刑、野に在る。徳、堂に在れば則ち刑、術に在る。徳、庭に在れば則ち刑、巷に在る。陰陽相ひ徳にすれば、則ち刑徳、門に合す。八月、二月、陰陽の気は均しくして、日夜分平し、故に刑徳合門と曰ふ。徳、南すれば則ち生じ、刑、南すれば則ち殺す。故に二月に会して万物生じ、八月に会して草木死すと曰ふ。）

まず刑徳七舎の資料的性格について主に二説がある。その一、清の時代には已に刑徳七舎は『周髀算経』七衡との関連性について議論されている[五二]。要は『周髀算経』において、北極を中心として七つの同心円を描いて太陽の一年中の視運動の軌道を説明する「七衡六間」があり（図六）[五三]、刑徳七舎は即ちそれであるという主張が見られる。その二、前述したように、天文訓にいう刑徳七舎は陰陽の消長を表現するものである。胡文輝氏はそれについて詳細に論考している[五四]。



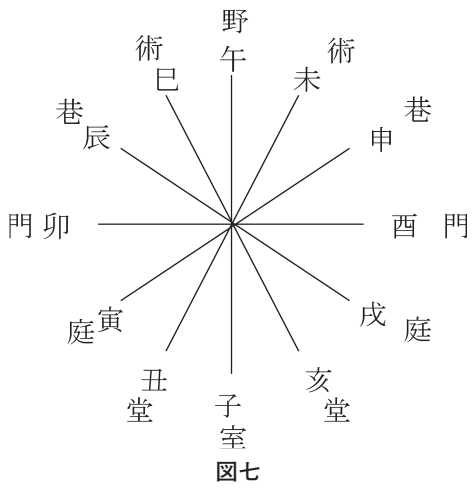
図六

天文訓原文を参照すれば、刑徳七舎は内より外への順序によって室、堂、庭、門、巷、術、野になり、十二月に陽性の徳は室にある。それに対して、七衡においては冬至に太陽が日周運動をする円は外側の外衡、太陽が夏至に描いた円は内側の内衡であり、刑徳七舎とは反対になっている。そして、このような太陽の視運動の軌道を説明する七衡は陰・刑、陽・徳を用いる必要性が低い。故に本稿では後者の説に従う。

さて、刑徳七舎の運行について銭塘氏は次のようにいう[五五]。

室為子、堂為丑亥、庭為寅戌、門為卯酉、巷為辰申、術為己未、野為午。此七舎以門為中、在門内者庭、堂、室也。在門外者巷、術、野也。（室は子と為り、堂は丑亥と為り、庭は寅戌と為り、門は卯酉と為り、巷は辰申と為り、術は己未と為り、野は午と為る。此の七舎は門を以て中と為り、門内に在る者は庭、堂、室なり。門外に在る者は巷、術、野なり。）

それを図で表示すれば次のようになる（図七）[五六]。



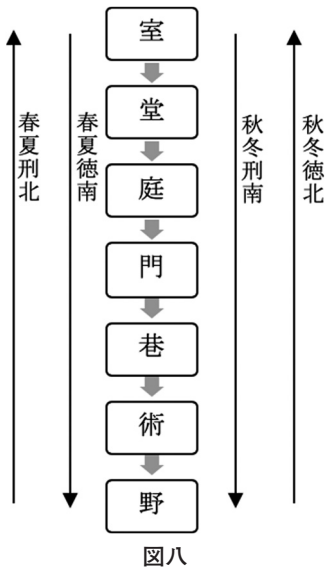
図七

天文訓の文脈によれば銭塘氏の推論に大差はないが、その刑徳運行の捉え方について検討する余地がある。氏は天文訓における北斗の雌雄二神によって刑徳七舎の運行を説明する傾向があり[五七]、例えば正月について次のようにいう。

正月斗建寅、日在亥、亥居寅為徳。厭在戌、戌対辰為刑。故徳在庭、刑在巷。（正月、斗は寅に建て、日、亥に在り、亥、寅に居りて徳と為す。厭、戌に在り、戌、辰に対して刑と為す。故に徳は庭に在りて、刑は巷に在り。）

後世の暦注においてこれは厭対・厭日といい、択日に使用されている。その術は子の位置より逆時計周りにする厭とその反対の厭対によって吉凶の日を判断する[五八]。しかし、このような感覚は気である七舎の刑徳とは齟齬がある。気の哲学の基礎として、陰陽は天地の間に充満して互いに消息させることによって万物の消長を主導する。その一段階の陰陽消息は同一時間に実現し、同一時間で収束する気は他の時空間へと行くことがない。『白虎通徳論』礼楽「壎は十一月に在り、壎の言たるは勲なり。陽気、黄泉の下に薫蒸して萌す。（壎在十一月、壎之為言勲也、陽気於黄泉之下、薫蒸而萌）」[五九]とあるように、十一月に陽気は黄泉の下に潜むのみである[六〇]。一見すると、「徳在庭則刑在巷」とは徳は寅の庭にあれば刑は申の巷にあるように見えるが、決して同じ時間の刑徳で徳は春の寅月にあって刑は秋の申月にあることは考えられない。また、厭対の術を用いて刑徳七舎を説明するならば、その刑徳の反対・抵抗関係は「刑徳合門」には合わない[六一]。図七は一年中の徳の運行のみで、刑徳の毎月の消長に関しては次の図のようになろう（図八）。

刑徳七舎において、陰陽消息を計量化・具象化する気として、刑徳が一年を半分ずつ主導している[六二]。十二月に陽気である徳は室



図八

より動き出して、それに応じて刑は野より収束してくる[六三]。両者は月に一舎ずつ前進し、四ヶ月後（二月）に門に会う（刑徳合門）。その後陽気が徐々に盛んになり、五月に徳は野にあって刑は室にある。そこで、両者は頂点から折り返して八月に再び門に会う。その上半年度に徳が室から野へ進み、下半年度に刑が室から野へ進むことは「徳南則生、刑南則殺」という。

刑徳七舎に対して、孔簡『日書』刑徳六舎は一舎のみ少なくなるが、両者は大きく異なる。孔簡の内容は次のようにある。

□□□□【及】至徳所在乃可治也。（□□□□及びに徳在る所に至りて乃ち治む可きなり。）

正月、刑在【堂、徳】□□。（正月、刑は堂に在り、徳□□。）

二月、刑【在】□□□□。（二月、刑は□に在り□□□。）

三月、刑在門、徳在巷。（三月、刑は門に在り、徳は巷に在り。）

四月、刑在巷、徳在術。（四月、刑は巷に在り、徳は術に在り。）

五月、刑在術、徳在野。（五月、刑は術に在り、徳は野に在り。）

六月、刑徳並在術。（六月、刑徳並びに術に在り。）

七月、刑在術、徳在野。（七月、刑は術に在り、徳は野に在り。）

八月、刑在巷、徳在術。（八月、刑は巷に在り、徳は術に在り。）

【九月、刑在】門、徳在巷。（九月、刑は門に在り、徳は巷に在り。）

【十月、刑在】庭（庭）、徳在門。（十月、刑は庭に在り、徳は門に在り。）

【十】一月、【刑在堂】、徳在庭（庭）。（十一月、刑は堂に在り、徳は庭に在り。）

十二月、刑徳並在堂。（十二月、刑徳並びに堂に在り。）

孔簡の六舎は七舎の室を除いて堂、庭、門、巷、術、野である。竹簡の闕字は多いが、三月から八月の内容の文脈によれば、徳の運行は刑の一歩先にあるため、その内容を次のように表示できる（表一）。

徳	刑	
庭	堂	1
門	庭	2
巷	門	3
術	巷	4
野	術	5
術	術	6
野	術	7
術	巷	8
巷	門	9
門	庭	10
庭	堂	11
堂	堂	12

表一

孔簡の刑徳六舎は次のような特徴がある。第一に、七舎の刑徳は「此消彼長」の関係にあり、特に夏と冬に片方は野にあって片方は室にあるように、両者は相対運動をしている。それに対して、刑徳六

舎では徳が一舎先に動き出して刑が後について行き、両者が六月と十二月に同じ舎に会う。十二月を例とすれば、刑徳六舎では六舎を空間的内外構造より、堂を刑が盛んになるところとして、十二月に刑徳が同時に堂にあるが、徳は堂の中に収束することに適応せずに最も弱い状態になる。刑は陰性で静粛であるため室に居って虎に翼のようになる。六月は反対で徳が最も盛んになり、刑は合わない場所（術）にあって弱くなる。故に六舎は、陽気の成長・活躍・活気の特徴によって夏に術と野を配当して、陰気の凝縮・静粛・粛殺の特徴によって冬に堂を配当する、ということであろう。

第二に、六舎の刑徳を見れば、徳は六舎に留まるが、刑は野に行かずに実際に五舎になる。徳は二月～十月にわたって門を出て、冬の三ヶ月のみ門の内側にあるが、刑は半年ずつ門の内・外にある。四月～七月、徳は術と野に二回出入している[六四]。また徳の長期間の活躍は中国南方の気候を指すかのように見えるが、刑の二門（三月、九月）は馬王堆易伝「要」篇の損・益の配当に近く、はっきりとした中原地方の気候にも見られる。また、「要」篇では昼夜の長短変化によって益卦を春夏の交に、損卦を秋冬の交に配当し、太陽直射の変化に基づいて損・益が吉凶変化の門として君子は天道に沿って吉凶の予兆を把握すべきことをいっている[六五]。その中心はやはり義理にあるため、十二月に運動し続ける刑徳とは違うのである。

終わりに

本稿は三節からなる。第一節では、睡虎地秦簡『日書』「直室門」篇を中心として、孔家坡漢簡と天水放馬灘秦簡の「直室門」を比較しながら、その文献的性格を考察した。また考古学的発見によって「直室門」にいう門を変更することは、秦漢時代において実際に移居風習があった可能性を論じた。

第二節では古代孤虚術における天門地戸を念頭に、兵法用の孤虚術と『日書』の孤虚術を考察した。要するに、蓋天説にける天円地方の根本法則と旬の「日辰不全」（十干十二支は組み合わせの上、旬ごとに二つの支が残されること）との矛盾によって、旬ごとに天地の剰余の気が孤の方向より虚の方向（虚門・地戸）へ流転して次の循環へ参与する、ということが構想されている。後世の兵法において人間がその気の勢いを利用できるという認識はあるが、先秦の『日書』ではそのような考え方がなく、かえって人間にとってその天地の気が超自然的能力であるため、人が旬の孤虚の日に死亡したら死者の魂魄、もしくは殺気・煞気が気の形態として孤虚の勢いに乗って生者に複数の災いをもたらすのである。

第三節では、一年の陰陽消息の状況を表すための刑徳について、『淮南子』刑徳七舎と孔簡『日書』刑徳六舎の性質・運行を確認しながら、図表によって両者の具体的異同を論じてみた。

以上、実在の居室の門や、気が出入する孤虚の門と刑徳六舎の考察に触れた『日書』の占法の時代的変遷に関しては、凡そ漢時代以

降、易学の完備・隆盛によって『宅経』や卦気説などは主流的地位になり、同じテーマの「直室門」篇と刑徳六舎は衰えたと考えられる。孤虚は気の思想の変化によって出行・死失に関する占いから兵法の占卜術に用いられ、魏晋以降に重要な兵陰陽術の一つとされるようになった。

（か　しょうえん・中国文化論研究室）

注

一　時日に該当する出土『日書』は、その墓主人が主に下級官吏であることによって、当時の胥吏が公務、出張、及び庶民の択日問題を回答するという目的で『日書』を使用しているという意見が有力的である。（例えば、蒲慕州、『追尋一己之福：中国古代的信仰世界』、允晨文化、一九九六年、一〇八頁）。しかし、そこにも二つの問題が残されている。①『史記』日者列伝に前漢武帝が五行、叢辰、建除など占卜術の専門家を召して吉日を尋ねた記載がある。②貴族墓である馬王堆漢墓の出土文献にも『日書』に類似する内容が数多く発見された。それらの術は『日書』にも遍在していることから当時の貴族も択日術を使用していると考えられる。また呂思勉（『先秦史』、上海古籍出版社、二〇〇五、四二六頁）がいったように、時日と卜筮は先秦の占卜術の二大種類である。故にこの問題について、今後の課題として別稿で論じたい。

二　歴史にのみならず、暦譜、呪術などの内容は先秦暦法、死生学にとっても重要な資料である。占卜書として一部のテキストには住宅風水、出行、長官への謁見などの実用的問題について日時を書くのみであるが、それによって当時の住宅構造、官僚制度、時制を看取することができる。この方面の研究は工藤元男氏所著『睡虎地秦簡より見た秦代の国家と社会』（創文社、一九九八年）が代表とされる。なお、本稿第一節にその具体例を挙げる。

三　数術研究の方面では地域問題・時代問題・学派問題との三つの問題が核心的である。地域問題とは資料は主に秦、楚の国より出土し、それによって当時秦・楚文化の異同を窺える。時代問題とは、『日書』は戦国中期より後漢期にわたって何百年の間の変遷、ないし、『日書』と敦煌出土数術文献との時代的関連性ということである。学派問題とは、注（一）所掲武帝事情にいうように、同じ職業である日者でも異なる専門にあるため、各学派の異同が問題になる。

四　『睡虎地秦墓竹簡』、（文物出版社、睡虎地秦墓竹簡整理小組編、一九八～一九九頁）、本稿では睡虎地秦簡の原文を全部本書より引用する。以下、睡虎地秦簡『日書』を睡簡『日書』と略称する。

五　『天水放馬灘秦簡集釈』（孫占宇、二〇一三年、甘粛文化出版社、一〇二～一〇七頁）。以下、天水放馬灘秦簡『日書』を放簡『日書』と略称する。

六　『随州孔家坡漢墓簡牘』、（湖北省文物考古研究所、随州市考古隊、文物出版社、二〇〇六年、一六四～一六五頁）、以下、随州孔家坡漢簡『日書』を孔簡『日書』あるいは孔簡と略称する。

七　陳侃理氏（『文物』、二〇一二年第六期、「北大秦簡中的方術書」九〇～九六頁）によれば、北京大学所蔵の数術文献には「門」という一章あり、二十八枚の竹簡の幅を占めて、その内容は睡簡・放簡・孔簡「直室門」篇と相似している。

八　二十二門の内、西北のみ文献上の不周門が使用されるのは、やはり「天門地戸」に関わるのだろう。西北・東南はそれぞれ天門・地戸として、『淮南子』天文訓にも見える。その詳細は武田時昌氏、『術数学の思考交叉する科学と占術』（臨川書店、二〇二〇年、七四～八〇頁）を参照。奇門遁甲の門を北から時計回りの順で言えば、休・生・傷・杜・景・死・驚・開になり、「直室門」とは違う。『宅経』の二十四門は式占に

九

由来し、黄儒宣氏はそれと敦煌写本などを「直室門」に比較した。（黄儒宣、『「日書」図像研究』、中西書局、二〇一三年、一八五頁）

一〇　劉楽賢、『睡虎地秦簡日書研究』、文津出版社、一九九三年、一四八頁。

一一　工藤元男氏注（一）所掲書、二一三頁を参照。

一二　晏昌貴、『日書与古代社会生活』、武漢大学出版社、二〇一〇年、一〇一頁。

一三　「絶縣肉」は難解であり、呉小強氏の解釈に従って草倉庫である廩に肉を懸けないとする。（呉小強、『秦簡日書集釈』、嶽麓書院、二〇〇〇年、九〇頁）

一四　秦時代の建築の技術について、劉敘杰、『中国古代建築史』第一巻（中国建築工業出版社、二〇〇三年、三六八頁）を参照。

一五　考古研究所洛陽発掘隊、「一九五四年秋季洛陽西郊発掘簡報」、『考古通訊』、一九五五年第五期、二五～二三頁。

一六　「四敫」は睡簡『日書』に何箇所あり、その占術の詳細について、注（十〇）所掲書一七六～一七九頁を参照。

一七　裘錫圭、『長沙馬王堆漢墓帛書集成（伍）』（中華書局、八七頁）『陰陽五行甲篇』は馬王堆三号漢墓より出土した帛書で、公表以前、整理小組は部分的寫眞と内容とを『篆書陰陽五行』・『式法』の名で発表したことある。本篇の詳細的な状況は同書の六五頁を参照。

一八　『潜夫論』卜列では次のようにいう。「又曰、『宅有宮商之第、直符之歳。』……一宮也、同姓相伐、或遷或免。一宮也、成、康居之日以興、幽、厲居之日以衰。由此觀之、吉凶興衰不在宅明矣。」とある。（王符、『潜夫論箋校正』、中華書局、一九八五年、二九六頁）

一九　山田勝美『新釈漢文大系・論衡』下、二〇〇五年、一五四六頁

二〇　司馬遷、『點校本二十四史修訂本』第一〇冊、中華書局、二〇一三年、三九〇四頁。

二一　「三命通会」巻三論空亡では次のようにいう。「空対実、亡対有言……故以甲旬盡処曰空亡、蓋有是位而無祿、曰空、有支而無干、曰亡。如甲子的遁至酉而十幹足、所以無戌亥、餘五干例見、是為空亡。然空而有実、亡而有存、所以未可便為兇論。」。その「未可便為兇論」とは、算命学において他の干支より空亡の支に衝あるいは三合の関係をさせる場合、空亡が転じて吉になる、あるいは凶意が減少する、というより複雑的配慮である。算命学における天中殺、六星占術における大殺界はこの空亡のことである。

二二　加藤大岳、『奥秘伝書　四柱推命学』、紀元書房、一九九五年、七九頁。

二三　公田連太郎・大場彌平、『尉繚子』武議第八、中央公論社、一九三六年。

二四　班固、『漢書』第六冊、中華書局、一九九七年、一七六〇頁。

二五　魏徵等、『隋書』第四冊巻三十四経籍志三、中華書局、一九七三年、一〇三〇頁。

二六　李延壽、『南史』第一冊、中華書局、一九七五年、二五七頁

二七　李百藥、『北齊書』第一冊、中華書局、一九七二年、二三頁。

二八　『原刻景印　百部叢書集成之六十四　粤雅堂叢書第八函　虎鈐経』巻十一、許洞、嚴一萍輯選、芸文印書館。また、呂思静氏（「孤虚術：中国古代軍事占卜」、『学術月刊』第五〇巻、二〇〇八年五月、一六三～一七一頁）は玉璧の戦に用いられた術が年の孤虚とするが、年の孤虚は比較的に遅いので、従来の旬の孤虚によって玉璧の戦を考えた方がよかろう。

二九　范曄、『四部備要史部　中華書局拠古今逸史本校刊　呉越春秋』巻九、台灣中華書局、一九七〇年。

三〇　中村璋八、『新編漢文選　思想・歴史シリーズ　五行大義（上）』、明治書院、一九九八年、一七八頁。

三一　図四は張雨絲「六壬式盤天盤佈局問題補議」（『出土文献』二〇二二年三月、七六～九七頁）による。汝陰侯墓六壬式盤の出土状況について、「阜陽雙古堆西漢汝陰侯墓発掘簡報」（『文物』一九七八年第八期）、「西漢汝陰侯墓出土的占盤和天文儀器」（『考古』一九七八年第五期）を参照。

三二　散佚書である。注（三〇）所掲書、一七八頁。

三三　楠山春樹、『新編漢文選　思想・歴史シリーズ　呂氏春秋（上）』、明治書院、一九九六年、八二頁。

三四　円道篇が陰陽数術家思想に属することについて、陳奇猷氏『呂氏春秋校釈』（学林出版社、一七三頁）を参照。

三五　陳偉、『秦簡牘合集参』、武漢大学出版社、二〇一六年、二一四頁。

三六　『関沮秦漢墓簡牘』、湖北省荊州市周梁玉橋遺址博物館、中華書局二〇〇一年、一三三頁。劉楽賢氏考察は「従周家台秦簡看古代的『孤虚』術」、『出土文献研究』第七輯、五〇～五六頁を参照。

三七　王利器、『顔氏家訓集解』、中華書局、一九九三年、九九頁。

三八　注（六）所掲書、一三九頁。原文は次のようにある。「死失」是我們擬定的篇題。本篇内容可分三部分、一幅「死失図」及附図説明文字。一張按月排列的表、供張找「死失」在毎月出現或不出現的日子。三、一段按六十甲子順序講解「死失」処嚮及吉凶情況的文字。睡虎地秦簡《日書》甲、乙両種都有与此篇插図情形近似的図。「死失」似是指一種人死後対生人作祟的死煞、簡文亦称作「失」。《顔氏家訓・風操》：「偏傍之害、死有帰殺。子孫逃竄、莫肯在家。」王利器《集解》按：「《吹劍錄》外集引唐太常博士呂才《百忌曆》載《喪煞損害法》：『如巳日死者雄煞、四十七日回煞、十三四歳女雌煞、出南方第三家、煞白色、男子或姓鄭、潘、孫、陳、至二十日及二十九日両次回家。故世俗相承、至期必避之。』回煞即帰煞、此六朝、唐人避煞諫言之可考見者。戴冠《濯纓亭筆記》七：『今世陰陽家以某日人死、則於某日煞回、以五行相乗、推其殃煞高上尺寸、是日、喪家常出外避之、俗云避煞。然莫知其縁起。』《協紀辨方書》也記有《殃煞出去方》、可参。」とある。

三九　注（十二）所掲書、二八七頁。

四〇　睡簡甲種では何箇所か「覓」を「見」に作るため、整理小組はそれに基づいて解釈した。「社」は「社稷」の社神で地祇とは別の存在であり（池田末利、『中国古代宗教史研究』、東海大学出版社、一九八一年、六九六頁）、睡簡では「社」を「覓」と同じような「為眚」する存在と見做すことより、睡簡における「社」は人鬼的性格があろう。

四一　注（一〇）所掲書、三七三頁を参照。

四二　葬儀の民俗学的研究における殺気について、James L.Watson 氏、『中国の死の儀礼』（西脇常記・神田一世・長尾佳代子譯、平凡社、一九九四年、一二六～一二九頁）を参照。

四三　孫希旦、『礼記集解』、中華書局、一九八九年、七一四頁。

四四　劉文典、『莊子補正』、中華書局、二〇一五年、五九三頁。

四五　そもそも秦漢時代から死者の霊魂が泰山などの山岳に棲む考え方が生じている。詳細は伊藤清司、『死者の棲む楽園―古代中国の死生観』第一章（角川書店、一九九八年）を参照。

四六　池澤優所著『古代中国死者性の転倒―戦国秦漢期における死生観の変遷』（汲古書院、二〇二四年）第二章第二節（6）を参照。氏は劉楽賢氏の研究を踏まえつつ、前掲睡虎地秦簡『日書』の祟の内容と同書「詰」篇における非業死の死者について論じていた。この時期に穢れた死者の出現について、氏は親族集団が弱体化して祖先祭祀の有効性が低下することを可能な原因とする。また池澤氏が指摘したように、穢れた死者は戦国時代の出土文献に大量に現れているが、資料の制約があるため、決してそれ以前にないとは言えない。

四七　刑徳を論じる政治学でも二種類があろう。第一に、『韓非子』二柄に「何謂刑徳。曰、殺戮之謂刑、慶賞之謂徳。」とあるように、単なる政治的帝王術である。第二に、道家系思想において自然の運行に模倣して政治を行うことである。『鶡冠子』王鈇に「天用四時、地用五行、天子執一以居中央、調以五音、正以六律、紀以度数、宰以刑徳。」とある。後者は数術学の刑徳との関係性なくはないが、その中心は政治にあるため、違うものとし良かろう。

四八　刑徳七舎は陰陽消息を表示するために設けられたことについて、李零氏『中国方術考』（東方出版社、二〇〇〇年、五〇頁）を参照。

四九　②と③について、銭大昕氏は刑徳が歳星と月の運行それぞれに用いられ

たとする。刑徳七舎は月の刑徳で、大遊説は歳星の刑徳である。その内容は銭大昕『潜研堂文集』巻十四・答問十一算術に見える。原文は次のようにある。「問、淮南刑徳七舎、与太陰在甲子刑徳合東方之説、如不相蒙、何故。曰、五行家歳月皆有刑徳。淮南天文訓後云、太陰在甲子、刑徳合東方宮、常徙所不勝。合四歳而離、離十六歳而複合、此歳之刑徳也。前云陰陽刑徳有七舎、室堂庭門巷術野、徳在室則刑在野、徳在堂則刑在術、徳在庭則刑在巷、陰陽相徳、則刑徳合門。此月之刑徳也。」。

五〇　遠藤哲夫、『新釈漢文大系・管子（中）』、明治書院、一九九一年、七五〇頁。

五一　楠山春樹、『新釈漢文大系・淮南子（上）』、明治書院、一九七九年、一四八頁。

五二　注（四九）所掲書、同節に銭大昕氏が周髀七衡と刑徳七舎について論じていた。銭塘氏は『淮南天文訓補註』「陰陽刑徳有七舎」條において、「即周髀之七衡」という。その内容は何寧撰『淮南子集釈』上（中華所局、一九九八年、二一二頁）にある。

五三　図は『叢書集成新編四〇　周髀算経』巻上之三（新文豊出版公司、六九二頁）による。

五四　胡文輝、『中国早期方術与文献叢考』「馬王堆刑徳乙篇研究　下編」における「『刑徳七舎』辨析」（中山大学出版社、二〇〇〇年、二五八頁より）を参照。

五五　注（五二）所掲、何寧氏『淮南子集釈』上同頁を参照。

五六　李零氏も図七に類似するような図を描いた。注（四八）所掲書、同頁を参照。

五七　北斗二神について、天文訓では次のようにいう。北斗之神有雌雄、十一月始建於子、月従一辰、雄左行、雌右行、五月合午謀刑、十一月合子謀徳。太陰所居辰為厭日、厭日不可以挙百事、堪輿徐行、雄以音知雌、故為奇辰。数従甲子始、子母相求、所合之処為合、十日十二辰、週六十日、凡八合。合於歳前則死亡、合於歳後則無殃。

五八　厭対の詳細については、『協紀辨方書』巻四・月厭を参照。

五九　陳立、『白虎通疏證』巻三礼楽、中華書局、一九九四年、一二三頁。

六〇　『白虎通徳論』五行に「水位在北方、北方者、陰気在黄泉之下、任養万物」とある。

六一　陶磊氏はすでにこの点に注意した。陶磊氏博士論文『「淮南子・天文」研究―従数術史的角度』（中国社会科学院研究生院、二〇〇二年、六一頁）を参照。

六二　『五行大義』ではそれを「月の気」という。注（三〇）所掲書、二〇四頁を参照。

六三　その室、野などの名は、天文訓によればやはり陽性の徳を中心として、冬を室と、夏を野という。その内容は次のようにある。「陰気極、則北至北極、下至黄泉、故不可以鑿地穿井、万物閉蔵、蟄蟲首穴、故曰徳在室。陽気極、則南至南極、上至朱天、故不可以夷丘上屋、万物蕃息、五穀兆長、故曰徳在野。」。

六四　おもうに、そこには陰陽の気が夏の末に交戦すること意味しているのであろう。伝世文献では五月を「小刑」と称し、陰陽がその時期に激しく闘うことをいっている。『礼記』月令の仲夏の節では「是月也、日長至、陰陽爭、死生分」とある。『淮南子』天文訓では「小刑」について次のようにいう。「故曰、陽生於子、陰生於午。陽生於子、故十一月日冬至、鵲始加巣、人気鍾首。陰生於午、故五月為小刑、薺麥亭暦枯、冬生草木必死。」。

六五　拙稿「馬王堆漢墓帛書易伝における卦気説」（北海道中国哲学会『中国哲学』第四九号）を参照。馬王堆散佚帛書易伝「要」篇では次のようにいう。「孔子【18下】緐（籀）易至於損益一卦、未尚（嘗）不廃書而嘆（嘆）、戒門弟子曰、二卌（三）子、夫損益之道、不可不審察也。吉凶之□【19上】也。益之為卦也、春以授夏之時也、万勿（物）之所出也、長日之所至也、産（生）之室也。故曰【19下】益。授（損）者、秋以授冬之時也、万勿（物）之所老衰也、長夜之所至也。故曰【損】。」